



かわさきだより

令和6年度
学校だより No.12
11月8日発行
文責 校長

11月は「児童虐待防止推進月間」です

現在、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで、切れ目ない総合的な対策をさらに進める必要があります。

子どもがもっている権利

- たたかれたり
ひどいことを
言われない
- 元気に・健康に
毎日をすごして
成長する
- 保護者の人から
育てられる
守ってもらえる
- 自分の意見を言う
話を聞いて
もらえる

これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。
誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

虐待？・・・学校、教職員にはこんな役割があります

- ① 虐待の早期発見に努めること(努力義務)
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所等へ通告すること(義務)
※子どもの身の安全を優先し保護者の方に相談することなく通告しなければなりません。
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)
- ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること(努力義務)

「子どもは世界の宝です！！」我が子も我が子の友達も
近所の子もみんなみんな大切な宝です。
温かいまなざしで愛情こめて育てていきましょう。